

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川辺町長

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 川辺町 (21503) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 川辺町 <small>(大北、御座野、田中、中組、鶴飼、神坂、上石神、下石神、天神裏、中二、中三、中四、西橋井、下川辺、上川辺・下麻生、下飯田、福島、比久見、下吉田、下吉田・比久見、牧原・小貝戸、大牧・二ノヤ、新町・大野、古町・上野、下モ町・下夕町、鹿塩南部、鹿塩中部、鹿塩春日、鹿塩共栄)</small> |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 7年 1月 17日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の基幹的農業従事者が全体の7割を占めており農業者の高齢化が急速に進んでいる。耕作地を引き受ける意向のある担い手が存在するため農地の集積・集約化を進めていくが、全てを引き受けられるわけではないため新たな担い手の確保が必要である。
【地域の基礎的データ】
認定農業者 12経営体
主な作物: 水稲、原木しいたけ、いちご、花き、観葉植物

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の意向を随時確認しながら、当該地域における農地集約を進めていくとともに、地域内外から新たに農地を有効活用する者を確保するよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 44.31 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 44.31 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内にある農地で、農業上の利用が行われる区域とする。
(営農型太陽光発電事業の実施について、令和7年1月17日開催の協議の場において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 中心経営体である認定農業者が担っていくとともに、他の経営体への集約も促す。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 地域内の農地については、基盤整備が完了している。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地域に即した法人の認定農業者などが農業を経営しており、今後も担い手として農業経営を継続していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| - |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①町の補助金を活用し、鳥獣害対策の侵入防止柵の設置及び管理に取り組む。
また猟友会と連携し鳥獣被害の防止対策を図る。
- ②有機農法により、環境に配慮した農業経営に取り組む。
- ③デジタル技術を活用し、人手不足の解消や作業の効率化に取り組む。
- ④水田畑地化により、収穫物の多様化をはかり地域農業の活性化を目指す。
また輸入に頼ることの多い大豆や小麦などの国産化を促進し、食料自給率の向上の実現に向けて取り組む。
- ⑤果樹生産の基盤を強化するため、省力樹形や優良品目等への改植・新植に取り組む。
- ⑥資源作物の栽培し、持続可能な社会の実現に向けて取り組む。
- ⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に取り組む。
- ⑧作物にとって適切な環境での栽培を行い、安定した農業経営に取り組む。
- ⑨飼料作物を栽培し、国産の飼料自給率の向上の実現に向けて取り組む。